

くらし

「有害ごみ」「金属ごみ」の自治会ごみステーション収集

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

収集日
10月30日(水)

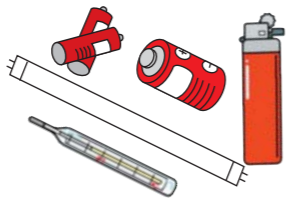
収集場所
自治会ごみステーション

収集品目
●乾電池
●蛍光灯・電球
●水銀体温計・水銀温度計
●使い捨てライター
●金属ごみ
(やかん、鍋、フライパン、傘の骨などの家庭用金属製品)

出し方
品目ごとに分けて、キャリアに入れて出してください。

注意事項
・50cm以上のものは「粗大ごみ」になります
・傘は骨以外のビニールや布は取り除いてください
・事務所・商店・農業などの事業活動に伴うごみは回収できません

※持込場所(市役所・各支所)でも毎月2回(第2・4日曜日の午前7時~9時)回収を行っています



くらし

使用済み小型家電の回収にご協力を

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

燃やせないごみの減量とレアメタル(希少金属)などの再資源化を推進するために、使用済みの小型家電を回収します。個人情報情報は事前に消去してください。

開始日
10月1日(火)

回収場所
三豊市役所および各支所にある回収ボックス

対象小型家電

- ・携帯電話
- ・電話機
- ・デジタルカメラ
- ・ビデオカメラ
- ・MDプレーヤー
- ・CDプレーヤー
- ・テープレコーダー
- ・ICレコーダー
- ・電子辞書
- ・ラジオ
- ・電卓
- ・VICISユニット
- ・電子機器付属品
- ・カーナビ
- ・E.T.C.車載ユニット
- ・デジタルオーディオプレーヤー
- ・据置型ゲーム機
- ・携帯ゲーム機



募集

市営墓地の使用者を募集します

▶申し込み・問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

資格要件
(どちらかの要件を満たす人)

- ・市内に本籍がある人
- ・市内に引き続き1年以上住所を有している人

※申請書は環境衛生課、各支所にあります
※市ホームページからも閲覧できます

※個人の土地(宅地・田んぼの一画など)に墓所を設けることはできません

(所在地) 詫間町詫間 7053 番地 1
(募集区画) 159 区画 (3.00㎡~7.78㎡)
(永代使用料) 402,000円~722,260円

詫間中央霊園(詫間町)の使用者を募集します。希望する人は、次の募集要項を確認のうえ、環境衛生課または各支所までお問い合わせください。

くらし

困ったら一人で悩まず行政相談
秋の行政相談週間(10月21日~27日)

▶問い合わせ 四国行政評価支局 ☎087-831-3103

まちの行政相談委員 (敬称略)

高瀬町	齋藤 通仁
山本町	森川 元一
三野町	永江 喜明
豊中町	矢野 保雄
詫間町	若宮 晴芳
仁尾町	浪越 利久
財田町	近藤 雅広

国の仕事やサービスなどについて、苦情や意見・要望をお持ちの人は、お気軽にご相談ください。総務大臣から委嘱された行政相談委員が、解決の促進や、行政運営の改善を図ります。相談は無料で、秘密は厳守されます。(今月の行政相談は29ページをご覧ください)

お知らせ

おめでとうございます

国土交通大臣表彰
長年にわたる道路の美化・清掃活動が認められ、三豊市から次の団体が受賞されました。
(敬称略)

北立石自治会 (山本町)

内閣府特命担当大臣表彰
長年にわたる地域の交通安全活動が認められ、三豊市から次の方が受賞されました。
(敬称略)

関 太郎 (三野町)

くらし

国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005・善通寺年金事務所 ☎0877-62-1660

毎月の国民年金保険料の支払いは済んでいますか?

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までの全ての人が加入しなければならぬ公的年金制度です。3つの安心で皆さんを守ります。国民年金を300カ月以上納付する(免除期間含む)と、基本的には65歳から継続して老齢基礎年金を受け取ることができます。

年金に加入中の病気やけが等が原因で障がいや有した場合には、一定の要件を満たしていれば障がい基礎年金を受け取ることができます。

年金加入者や年金受給者が死亡した場合、遺族は一定の要件を満たしていれば遺族基礎年金を受け取ることができます。ただし、受取るには条件があります。

免除(猶予)制度をご利用ください

納付が困難な場合は、免除や猶予の制度があります。なお、免除期間中は納付月数に含まれるので、皆さんに大きなメリットのある制度です。ただし、申請後に承認された場合でも必ずしも全額が免除されるわけではありません。

年金相談を開設します

はなく、その場合には減額された納付額の支払いが必要となります。



全国社会保険労務士会連合会の運営による「街角の年金相談センター高松(オフィス)」では、年金相談所を開設します。申請等の手続きもできますので、お気軽にご相談ください。

日時 10月9日(水) 午前10時~午後3時

場所 三豊市役所西館

持参品 年金手帳、年金証書、振込通知書などのほか、相談者本人であることの確認ができるもの

※代理の人が来る場合は、委任状および依頼を受けた本人であることが確認できる書類が必要

▼問い合わせ
街角の年金相談センター高松(オフィス)
☎087(811)6020